

令和7年
春の巡回

犬の登録受付と狂犬病予防注射を実施します①

飼い犬の登録は、生涯1回、注射は毎年1回行うこととなっています。

県獣医師会と町では、別紙の日程で新規登録の受付と予防注射を実施しますので、都合のよい会場で受けてください。

昨年度までに登録を済ませた犬には、役場から通知はがきを送付しますので、当日、忘れずにお持ちください。

対象・・・生後91日以上の子犬

●登録の済んでいない犬 ⇒手数料6,200円

※登録申請書に記入するため、犬の「種類・生年月日・毛色・性別・名前」をメモしてきてください。

●登録を済ませた犬 ⇒手数料3,200円

【持参する物】

役場からのハガキ(4月中旬頃発送予定)、飼い犬手帳

※お釣りのいらぬように準備願います。

◎犬の予防注射の際に問診を実施します。

通知はがきの裏面が問診票になっていますので、あらかじめ記入の上、注射会場へおいでください。

1. 次の場合は、必ず犬の所在地の役場に届け出てください

① 犬が死亡した

※役場からのハガキと鑑札、注射済票が必要

② 犬の飼い主の氏名または住所などが変わった

③ 犬の飼い主が代わった(届出人は新所有者となります)

④ 本年度の予防注射を動物病院で受けた(獣医師の証明書と手数料550円、飼い犬手帳、役場からのハガキが必要)

2. 鑑札及び注射済票は、必ず犬に付けておいてください

※ 上記に違反したり、登録や予防注射をしない場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

●飼い犬が行方不明になった場合は、保健所へ連絡してください(二戸保健所 電話23-9206)

担当獣医師

大崎晃男獣医師(電話42-4899)

※混み具合により、多少時間がずれることがあります。

昨年度より、時間が変更になっている地区もありますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】

軽米町役場町民生活課(電話46-4734)